

国家賠償訴訟における除斥期間の適用について

—旧優生保護法訴訟を中心に—

法文学部 人文社会学科

法学・政策学履修コース

指導教員名：権奇法

氏名：前田梨乃

1. 問題の所在

令和6年7月3日、旧優生保護法による強制不妊手術に関する損害賠償請求の大法廷判決が出された。この裁判は、旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた原告らが、旧優生保護法の規定は違憲・違法であって、強制不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、国を相手に損害賠償を求めた事案である。本件の争点は、まず、旧優生保護法の規定が違憲・違法か、次に、この損害賠償請求権が平成29年法律第44号による改正前の民法第724条後段の期間（除斥期間）の経過により消滅したか否かであった。

最高裁は、本件請求権が除斥期間の経過により消滅したものとするのは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないとし、国側が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されないと判断し、除斥期間の適用を排除したのである。

除斥期間は、権利行使を一定時間の経過により画一的・絶対的に遮断するものであり、期間の経過により権利が消滅するとされている。国家賠償訴訟においては、不法行為の時から、長期間にわたって訴訟ができないケースが多く、このような場合の除斥期間を適用すると、被害者の救済ができなくなるという問題がある。

本稿においては、上記の問題を解決するために、これまでで除斥期間についての判断を示した判例を確認し、被害者の権利保護・救済に資する観点から旧優生保護法判決を検討することを目的としている。

2. 論文の構成

まず、除斥期間の定義を説明し、除斥期間について判断した判例を研究したうえで（第2章）。次に、重要判例である旧優生保護法訴訟について旧優生保護法の実態を述べ（第3章）、本件訴訟の経緯・結果を述べる（第4章）。最後に、本判決の意義と合わせて、国家賠償訴訟における除斥期間の適用について結論を述べる（第5章）。

3. 論文の要旨

改正前民法 724 条後段の不法行為に基づく損害賠償請求権は不法行為の時から 20 年を経過したときに消滅するとされており、この期間は除斥期間であると解されている。国家賠償法 1 条に基づく国家賠償訴訟の損害賠償請求権についても、民法の規定が適用されるため、20 年経過した時に消滅するとされている。除斥期間について様々な裁判で争われたが、適用の例外とされた判例はこれまでで 2 件であった。また、除斥期間の適用について、信義則違反又は権利の濫用を主張することは認められなかった。そのため、同法 724 条後段の除斥期間の経過により消滅したものとするのが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないものであっても、被害者は、加害者側の除斥期間の援用・消滅の主張が信義則違反又は権利の濫用である、という主張をできなかったのである。

旧優生保護法は、1948 年に優生思想に基づいて制定された法律で、障害者に対する強制不妊手術を定めた非人道的な法律である。条文だけでなく、運用にも様々な問題があったとされている。1996 年に旧優生保護法が改正されるまでの間に、本件規定に基づいて不妊手術を受けた者の数は、約 2 万 5 千人であった。そして、不妊手術の被害者たちは、救済のために国家賠償請求訴訟を提訴したのである。

最高裁は、旧優生保護法による不妊手術の規定と本件規定に係る国会議員の立法行為は、憲法違反であると示した。除斥期間に関しては、その経過により国家賠償請求権が消滅したものとするのは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないと判断した。したがって、国側の除斥期間の主張に対して、被害者が信義則違反・権利の濫用を主張することが認められたのである。これは、除斥期間の例外を認めた重要な判決となっている。

本判決で、除斥期間に対する信義則違反又は権利濫用を主張することが認められたことで、除斥期間の柔軟化が進んだといえる。さらに、本判決は旧優生保護法に基づく強制不妊手術事件以外の国家賠償訴訟にも影響を与えたと考えられる。本判決により、除斥期間の適用排除の範囲が広がったことで、公害訴訟や薬害訴訟など、不法行為から長期間経過後に損害が顕在化するような国家賠償訴訟においても、損害賠償請求権がより認められやすくなっていくと考えられる。本判決は、除斥期間を争う国家賠償訴訟に対して、望ましい影響を与えたと言える。除斥期間が被害者救済の壁となる事例は多く存在する。今後も除斥期間の柔軟化が進み、被害者の救済が実現されることを願う。